

第3回 石川県最低賃金専門部会 議事録

開 催 日 時	令和6年8月7日 水曜日 9時28分～11時37分			
開 催 場 所	金沢駅西合同庁舎 別館2階 共用第2会議室			
出席委員	公益代表委員	粟田 真人	木村 弘	舟橋 秀明
	労働者代表委員	徳本 喜彰	南 芳雄	村上 和幸
	使用者代表委員	敷波 利子	橋本 政人	山下 活博
	欠 席 委 員	なし		
	事 務 局	細貝労働基準部長	南出賃金室長	石間補佐
		植田労働基準監督官	春名賃金調査員	
議 題	<p>1 開会</p> <p>2 議題</p> <p style="padding-left: 20px;">①資料説明</p> <p style="padding-left: 20px;">②石川県最低賃金の改正金額について</p> <p>3 閉会</p>			
議 事 内 容	<ul style="list-style-type: none"> • 別紙のとおり 			

令和6年度 第3回石川県最低賃金専門部会 議事録

令和6年8月7日（水）

9時28分～11時37分

金沢駅西合同庁舎 別館 2階共用第2会議室

【栗田部会長】 少し定刻より早いですけれども皆さまお揃いですので、第3回石川県最低賃金専門部会を開会いたします。専門部会の成立状況について報告してください。

【事務局】 補佐 本日は全委員にご出席いただいております。

現在、委員9名中9名のご出席で、最低賃金審議会令第6条第6項に定める定数委員の3分の2以上、又は公労使各委員の3分の1以上に達していますので、本専門部会は有効に成立していることをご報告いたします。

なお、本日の専門部会は公開となっており、傍聴希望者は1名です。

【栗田部会長】 議事に入る前に、本日の議事録確認者を指名したいと思います。公益委員側は私が行います。労働者側は南委員に、使用者側は橋本委員にお願いします。

それでは議事に入ります。まず、事務局から配付資料について説明してください。

【事務局】 室長 それでは、本日の資料について御説明させていただきます。

1ページの資料をご覧ください。石川県における令和6年7月版の「石川県の主要データ」です。個人消費については、復旧復興関連需要に加え、一部休業を余儀なくされる地域があるものの、政府による旅行支援制度の効果等もあって、回復に向けた動きがみられる、と記載されています。

また、主な景気の動きとして、消費者物価指標の動きとしては、令和6年5月の時点では、総合が約108.2で、生鮮商品を除くは107.6となっています。

続きまして併せて、本日の資料としてはお付けしておりませんが、第453回石川地方審議会の資料別冊3としてお配りしました、石川地方最低賃金審議会への要請書「中小企業の支援と石川県の最賃額引き上げを求める要請書」への署名追加分として、団体署名7団体分、個人署名200名分が、取り扱い団体である石川県労働組合総連合から提出されておりますので、ご報告いたします。

【栗田部会長】

ただいまの資料説明について、何か質問等ありませんか。

ご質問がなければ、次の議題に移ります。まず、前回の専門部会での労使各側の発言内容を確認しておきます。

労働者側からは、能登半島地震の影響も考慮し、今春闘の妥結状況を踏まえ、連合石川 2024 春季生活闘争の規模別妥結状況 300 人未満における、10,393 円を月の平均的な労働時間数 165 時間で除すなどの資料を根拠に、引上げ額 63 円とのご意見をいただいております。

使用者側からは、賃金改定状況調査結果第 4 表③の上昇率 2.9%を基に、引上げ額 28 円とのご発言をいただいているところです。

前回までの状況は以上のとおりです。各側からの補足説明はございますか。よろしいですか。

そうしましたら、本日も具体的な金額等について労使双方から個別にご意見をお聞きしたいと思いますけれども、個別折衝の前に現時点での双方のお考えなど、この場でご発言があれば、お聞きしたいと思います。

まず労働者側の委員の皆さまいかがでしょうか。ございませんか。

使用者側の皆さまいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、部会を一旦休憩し、それぞれ個別にご意見をお聞きしたいと思います。

事務局は控室について案内してください。

【事務局】補佐

労働者側の控室は、同じフロアーの第 4 会議室を、使用者側の控室は、第 3 会議室を用意しております。合わせて傍聴者の方にも控室をご用意させていただいております。よろしく申し上げます。

【栗田部会長】

この後、個別にお伺いたしますので、労使双方、控室へご移動をお願いいたします。

(公労・公使折衝)

【栗田部会長】

部会を再開します。

本日も労使双方から金額についてのご意見をお聞きしました。

前回の部会と双方のご主張されている金額については歩み寄りはありませんで労働者側は 63 円、使用者側は 28 円という数字のままですけれども中でいただ

いた、ご意見だけまとめさせていただきたいと思います。まず、労働者側ですけれどもデータによりますと、石川県は一人当たりの県民所得が比較的低くて、一方標準生計費は高いというデータが出ていて、その分石川県は、北陸三県の中でも県民ひとりひとは余裕のない生活をしている状況ではないかというご意見をいただきました。その中で、そういう意味で最低賃金の上げ幅はやはり必要であるということのご意見をいただいております。

一方、使用者側の方ですけれど、今現状のその目安自体の上昇率がやっぱり高すぎるということで、これをそのまま継続して、こういった賃上げの最低賃金の上げ率で継続性があるのかどうかというのは非常に疑問であるという前回の答弁と引き続きのご意見と、それから能登半島地震の影響の中で、今は生産性向上ではなくて復旧ということを前提に、いろいろな支援をしていかなければいけないという、それも今年だけではなくて、数年間のスパンで考えていく必要があって、そのような中で、今回の審議についても考えていく必要があって、そういう意味でここで目安の説明は難しい状況ですといったようなご意見をいただいております。

労使双方とも、引き続きご審議をいただきまして、できれば、全会一致での結審に向けて、さらにご検討いただけるというふうにはお聞きをしておりますので、明日以降またこちら公益側としても引き続き真摯に審議に当たらせていただきたいと思います。

今まとめさせていただきますけど、補足でご発言はございますでしょうか。よろしいですか。そうしましたら、今日本日はここまでとさせていただきます。事務局から次回の案内をお願いします。

【事務局】 補佐 次回の専門部会は、追加開催となります 8月8日午前9時30分から、本日と同じ共用第2会議室で開催いたします。

【栗田部会長】 以上で、本日の専門部会を終了とさせていただきます。ありがとうございました。